

# お 知 ら せ

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。  
詳しくは、総合受付窓口（事務局）にお問い合わせ下さい。

## 記

### 1. 入院基本料に関する事項

当病院では、1日に37人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜 0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は12人以内です。
- ・深夜 0時30分～朝 8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は13人以内です。

なお、各病棟毎の配置は次のとおりです。

		1病棟	2病棟	3病棟	4病棟	6病棟
1日の看護職員数		8人以上	7人以上	9人以上	8人以上	5人以上
看護職員の患者受持数	日勤帯	19人以内	15人以内	10人以内	13人以内	25人以内
	準夜帯	13人以内	10人以内	10人以内	13人以内	13人以内
	深夜帯	13人以内	15人以内	10人以内	19人以内	13人以内

### 2. 食事療養に関する事項

入院食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。

入院食事療養費の自己負担額

区分		1食あたりの食事負担額
一般（住民税課税世帯）の方		510円
指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の方		300円
平成28年4月1日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している場合		260円
住民税非課税世帯の方	過去12か月の入院日数90日まで	240円
	過去12か月の入院日数91日以降	190円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者の方		110円

### 3. 施設基準に関する事項

当病院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 医療DX推進体制整備加算1                               | (22) 精神科救急急性期医療入院料 注4 看護職員夜間配置加算               |
| (2) 医療情報取得加算                                    | 注5 精神科救急医療体制加算2【3病棟】                           |
| (3) 精神科入院基本料15対1 注4 重度認知症加算【1、4、6病棟】            | (23) 精神科急性期治療病棟入院料1【2病棟】                       |
| (4) 臨床研修病院入院診療加算（協力型）                           | (24) 夜間休日救急搬送医学管理料                             |
| (5) 救急医療管理加算                                    | (25) ニコチン依存症管理料                                |
| (6) 診療録管理体制加算3                                  | (26) こころの連携指導料（Ⅱ）                              |
| (7) 医師事務作業補助体制加算1（20対1）                         | (27) 薬剤管理指導料                                   |
| (8) 看護配置加算（精神）                                  | (28) 精神科退院時共同指導料                               |
| (9) 看護補助加算1 注4 看護補助体制充実加算1                      | (29) 一般名処方加算                                   |
| (10) 療養環境加算【1、4病棟】                              | (30) 通院・在宅精神療法 注4 児童思春期精神科専門管理加算               |
| (11) 精神科応急入院施設管理加算                              | (31) 通院・在宅精神療法 注9 療養生活継続支援加算                   |
| (12) 精神科入院時医学管理加算                               | (32) 依存症集団療法3（アルコール依存）                         |
| (13) 精神科地域移行実施加算                                | (33) 精神科作業療法                                   |
| (14) 精神科身体合併症管理加算                               | (34) 精神科ショート・ケア「大規模なもの」                        |
| (15) 依存症入院医療管理加算（アルコール依存症）                      | (35) 精神科デイ・ケア「大規模なもの」                          |
| (16) 医療安全対策加算1 注2 医療安全対策地域連携加算1                 | (36) 抗精神病特定薬剤治療指導管理料<br>（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る） |
| (17) 感染対策向上加算3 注3 連携強化加算<br>注4 サーベイランス強化加算      | (37) 医療保護入院等診療料                                |
| (18) 後発医薬品使用体制加算1                               | (38) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）                         |
| (19) データ提出加算1及び3                                | (39) 入院ベースアップ評価料48                             |
| (20) 精神科入院退院支援加算                                | (40) 入院時食事療養（Ⅰ）                                |
| (21) 精神科急性期医師配置加算2口【2病棟】<br>精神科急性期医師配置加算3 【3病棟】 |  |

令和7年6月  
岩手県立南光病院長  
担当課：医事経営課